

第56回平成26年5月与謝野町議会臨時会会議録(第2号)

招集年月日 平成26年5月12日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午前11時59分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	和田 茂
税 務 課 長	植田 弘志	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5. 議事日程

- 日程第 1 報告第 6号 専決処分の報告について
(木質チップボイラー設置工事請負契約の変更について)
(報告～質疑)
- 日程第 2 議案第 38号 与謝野町監査委員の選任について
(提案理由説明～表決)
- 日程第 3 議案第 39号 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町財産区管理委員の選任について)
(提案理由説明～表決)
- 日程第 4 議案第 40号 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町税条例等の一部改正について)
(提案理由説明～表決)
- 日程第 5 議案第 41号 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について)
(提案理由説明～表決)
- 日程第 6 議案第 42号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第8号))
(提案理由説明～表決)
- 日程第 7 議案第 43号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号))
(提案理由説明～表決)
- 日程第 8 議案第 44号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号))
(提案理由説明～表決)
- 日程第 9 議案第 45号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号))
(提案理由説明～表決)
- 日程第 10 議案第 46号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算
(第5号))
(提案理由説明～表決)
- 日程第 11 閉会中の継続審査(調査)申出書

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

加悦谷祭り、岩滝祭り、三河内祭りも無事に終わりました。本格的なすがすがしい季節になりました。

さて、5月8日の臨時会におきまして、議会の構成がえがございました。私が第5代の議長に就任をさせていただくことになりました。もとより浅学非才でございます。どうか皆様方のご指導をいただきまして、議長職が全うできますように、よろしく願いを申し上げたいというふうに思っております。

有線テレビをごらんの町民の皆様にもお見知りおきをいただきまして2年間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

町を取り巻く状況は、財政の問題、少子高齢化、そして、地場産業の衰退など、非常に厳しいものがあるわけでございますけれども、一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうか皆さんの激励、そして、ご叱責もいただきますことをお願いを申し上げまして、一言でございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。

ここで山添町長から挨拶の申し出がありますので、これをお受けします。

山添町長。

町長(山添藤真) 皆様、改めましておはようございます。

今田議長の発言の許可をいただきましたので、第56回平成26年5月与謝野町議会臨時会におきまして、私の所信の表明をいたしたいと思っております。

あの厳しい春の選挙の日から、既に1カ月と1週間がたちました。また、私が第2代与謝野町の町長として就任をいたしましてから、町政のかじとりを担ってから、約30日がたとうとしております。

4月6日に投開票をされました町長選挙におきまして、町民の皆様は、行政経験も浅い32歳の若者に町政を託されました。この結果は、町民の皆様が持つ新しい与謝野町の時代を築いていこうという勇氣、チャレンジ精神のあらわれであり、変化する社会情勢に合わせ、町とともに行動していこうという意思の反映であったと認識しております。

長年にわたり叫ばれ続けてきました地場産業の衰退や地域から子供たちの声が聞こえなくなりつつあることへの不安、あるいは、今なお残る旧三町間の隔たりなど、今の与謝野町を何とかしてくれないと困るという町民の皆様方の声が、さきの選挙の結果を導き出しました。

その意味において、あの厳しい春の選挙の勝利者は町民一人一人のものだったというふうに思います。その町民の皆様方、一人一人の強い意思と熱い期待に応えるべく、私たちは、今こそ新しい与謝野町を築くという強い意気込みで、チャレンジ精神と勇氣にあふれる町政運営を担っていきたいというふうに思っております。

本年2月24日に与謝野町長選挙への立候補を表明して以来、政治活動や選挙活動を進めてまいりました。その過程において、町民の皆様方の若い力や行動力への期待を感じていた一方、より

よいまちづくりなんて、できるのだろうかという疑問や、町政なんて、いつの時代も変わらない、町政が変わったとしても、自分たちの生活は変わらないという、半ば諦めにも似た感情が町民の皆様の中には強くあることを痛感させられました。ここにお集まりになられた議員の皆さん、私たちが全力を振り絞り闘った春の厳しい日々を思い出してください。皆様が町の街頭や路地裏、田畑や川べり、事業所や集会で、町民の皆様からお聞きなされた声を、いま一度、思い出してもらいたいと思います。議員の皆さん、皆様方が受けとめられた住民一人一人の願いを互いにかみしめ、ともに実現していきたいと思っております。

さきの選挙のしこりや4年後の選挙ではなく、真に町民の皆様方のためになる議論を力の限り、この議場においてぶつけ合っていきたいと、私は願っております。

新しい与謝野町の時代の幕あけは、まさに今、この瞬間からです。きょうを新しい出発の日としていきたいというふうに心から願っております。

私は、行政に対する町民の皆様の信頼をさらに獲得し、協働のまちづくりを構築していくためには、長である町長が率先して汗をかくことが重要であると考えております。

そのために、町民の皆様と一層の対話を重ねることができる仕組みや、取り組みを進めてまいりたいと思っております。これまでと同様に町政懇談会を引き継ぐことに加えて、広く広聴と意見交換ができる機会をつくっていきたくと考えております。また、今後の町財政運営を鑑みたとき、より一層の歳出の削減が必要不可欠であり、施設の統廃合などを通じて、町民の皆様方に、より一層の自立や負担をお願いしていかなければなりません。町全体で、その機運をつくり出し、その実をつかんでいくためにも、町長の退職金の返納などの方法を通して、しかるべきタイミングで私自身が身を切り、住民の皆様自体にご理解とご協力を求めていく所存であります。

さて、これからの町政運営の基本方針ではありますが、第1次総合計画の総仕上げとなるよう、責任を持って取り組んでいくことを基本とし、これまで策定された行財政改革大綱や各種の計画に基づき、私も職員も共通の認識を持ち、全力で取り組んでいく所存であります。

私は、4年前の議会議員選挙におきまして、当選をして以降、この町内をくまなく訪ね、多くの住民の皆様方の行政への声を耳にしてきました。その中で、特に多くのご意見を届けていただきましたのが、産業振興に関してであります。

私は、この与謝野町で育ち、高校を卒業するまで、この恵まれた環境の中ですくすくと育つことができました。その後は海外で学ぶ経験を得て、都市設計をはじめとした建築を学んでまいりました。異国の地での生活は新しいものとの出会いの日々でしたが、その中で最も衝撃的な出会いがありました。それは、自分が生まれ育った故郷、与謝野町との出会いでした。故郷を遠く離れて振り返ったとき、この土地がいかに輝いた土地であるのか、初めて知ることができたと思っております。織物をはじめとした伝統産業や、ツヤツヤのお米をつくり出す農業、大切に保存をされてきた景観や、その風情は、世界のどこに出しても恥じない、自慢できる、誇れるものだと強く思っております。

ご存知のとおり、私たちの町は全国的にもまれにみる企業勃興地域であり、その基幹を担っているのは、織物や農業などのものづくり企業や生産者の皆さんです。この土地で生み出される製品や農作物の販路開拓を企業や生産者の皆様との連携の中で強力に推進していくことを、当町の成長戦略の大きな柱の一つとして取り組んでいくことで、町民の皆様方のご期待に沿ってまいり

たいと考えております。また、ものづくりを基軸にした観光振興や交流人口促進事業にも新しい視点で取り組んでまいりたいと思っております。ちりめん街道活性化行動プログラムや海の京都構想など、これまでの流れを継承するとともに阿蘇シーサイドパークエリア周辺を、もう一つの交流人口促進エリアとして位置づけ、身の丈に合った再構築を行い、にぎわいの醸成を図ってまいりたいと考えております。ものづくりを基軸にして、人やものの流れを活性化させていくことで、産業の発展や雇用の確保につなげてまいりたいと考えております。

先日、社会福祉協議会主催の「ひとり暮らしの集い」が開催され、出席をさせていただきました。町内の70歳以上のひとり暮らしの方々がお集まりになられ、余興や昼食を楽しむイベントであります。皆様方の顔を拝見しておりますと、友人や、あるいは親戚と顔をつき合わせ、笑顔がはじけていました。

私は、福祉政策におきましては、住民の皆様方の笑顔を、より生み出すことができるように進めてまいりたいというふうに思っております。

人口構成から今後の当町の高齢者福祉政策の需要はますます高まりを見せます。現在のきめ細やかなサービスを維持していくためには、福祉分野における人材育成が非常に重要な鍵であると考えております。また、在宅介護支援や高齢者のケアハウスの充実など、より家庭や地域に密着した高齢者福祉政策のニーズがふえていると認識しております。今後は、いかに家族や地域の中で暮らし続けることができるかという観点からも政策を整える必要があり、私は介護ヘルパーや訪問看護師などのサポート体制を充実させてまいりたいと考えております。

これまで与謝野町が進めてきた福祉のまちづくりについてですが、高齢者福祉政策や障害者福祉政策については、幅広く手厚い施策体系がつくられてきたと、そして、その成果が出つつあると認識しております。一方で、児童福祉に関しては、より積極的な取り組みがなされるべきであったと考えております。子ども子育て支援にも関連いたしますが、共働き、子供が多い家族をより積極的に支援するという観点から、保育園料の引き下げや、育児休暇を推奨する企業への支援、あるいは、お母さんたちの再就職や起業支援、子供や子育て世代へ、より一層の力を入れていきたいと考えております。

次に、教育についてであります。教育の目的については、次の世代が、より幸福で、より豊かに暮らせることができるよう努力をしていくということだと思っております。子供たちは未来に向かって生きていきます。私は、子供たちが生きるのは、より多様な価値観がまじり合う未来であると考えており、そうした未来を、より幸福に、より豊かに生き抜くことができるよう、あらゆる面から教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

幼保一体型の認定こども園の設置に関しては、これまでどおり推進してまいりたいと考えております。現在の計画では新施設を建設するという方針ですが、今後の町施設の統廃合や財政状況を鑑みた場合、現施設の有効活用なども視野に入れながら、より一層の創意工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

小学校の統廃合につきましては、平成34年を待ち、同時に統廃合をするのではなく、段階的な一体化が望ましいと考えております。その基準は複式学級の発生見込みであります。同時に、地域から教育の現場が、あるいは機会がなくなることがないように、スクールボランティア制度の導入など、多角的な制度の導入も検討していかねばならないと考えております。

重ねて、私は、これからの子育て世代であります。自分の子供には生まれ育つ、この町が好きであると断言してもらいたいですし、また、広い世界も知ってもらいたいと考えております。また、他人の幸せが自分の幸せだと思えるような人間に育ってほしいと考えており、そうした子供に育つためにはどうしたらいいのか、私自身、親の視点で考えてまいりたいと思っております。つまり、それぞれの家庭におきましても、子供たちの教育について活発な議論がなされることを期待しておきたいと思っております。

私は町の将来像であります「水・緑・空 笑顔輝くふれあいのまち」を実現していくために、みんなの知恵や技術が響き合い、新しい価値を生み出すことができるまちづくりを進めてまいります。そのための重点政策領域は、産業政策と教育政策であると考えております。産業振興の分野につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、今後、この町が、ものづくりの地域であり続けるためには、住民全体に開かれた学ぶ機会をつくらなければならないと考えております。このことが、私が教育政策を重要視する理由であります。

教育政策につきましては、先ほど申し上げた子供たちへの教育だけではなく、学びたいと思う人たちのための生涯教育についても充実を図ってまいりたいと考えております。現在の生涯教育の取り組みを基盤といたしまして、文化・芸術・環境重視の観点から、私たちが新たな知識を身につけ、新しいチャレンジができるような環境をつくっていきたくと考えており、住民、企業、行政も連携する開かれた知識の創造の場所にしてまいりたいと思っております。

私たちは、この8年間、三つの町を一つにするために、一体感の醸成に取り組んでまいりました。しかしながら、たびたび申し上げてきましたように庁舎問題や、あるいは下水道など、さまざまな課題に直面をしたとき、おのずと与謝野町は一つになったと、垣根を超えたと言える雰囲気ではなかったように、私自身、感じております。いま一度、この町が8年前に誕生したときの夢や希望を思い出してみたいと思っております。いま一度、私たちの分裂ではなく、何であれ、旧3町間が一体となった、あるいは結びつけている問題について探求をしていきたいというふうに考えております。

旧岩滝町民のための与謝野町ではなく、旧野田川町民のための与謝野町でもない、旧加悦町民のための与謝野町でもなく、与謝野町民のための与謝野町を、また、10年後や20年後、30年後に生まれ落ちてくる子供たちのために、この愛する与謝野町の未来をともに築いてまいりたいと思っております。最後に、大昔のある研究者がテコの法則を説明するために述べた言葉を皆様にご紹介したいと思います。

しっかり踏ん張って立てる足場を私に用意していただければ、地球を動かしてみせましょう。議員の皆様方、町民の皆様方、私は今ここに、しっかりと踏ん張って立っているつもりです。皆様方で力を合わせ、この与謝野町を動かしていきましょう。

甚だ簡単ではございますけれども、臨時会における私の所信表明とさせていただきます。思っております。

ご清聴、ありがとうございました。

議長（今田博文） 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思っております。

日程第1 報告第6号 専決処分の報告について（木質チップボイラー設置工事請負契約の変更について）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 報告第6号 専決処分について、ご報告申し上げます。

これは平成26年3月議会でご承認いただきました木質チップボイラー設置工事の契約変更でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分できる事項の指定で議会の議決に付すべき契約について、契約変更に伴い増減する金額が当該請負額の10分の1に相当する額を超えないときを適用し、専決処分をさせていただいたものです。

変更金額につきましては、契約金額を7,870万8,000円に、224万8,800円を増額し8,095万6,800円とするものでございます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢箄議員。

14番（勢箄 毅） それでは、ただいま上程されました報告第6号について、若干質疑を行いたいと思っております。

既に町長からご報告がございましたように、3月に契約自体は終わっているんですが、今回、消費税の分が上乘せになったということであろうかと思いますが、もう1回、ちょっと確認をしたいと、このように思っております。

まず、ただいまの資料にありますように株式会社巴商会と消費税の224万8,800円を増額された変更契約でございますけれども、今回の契約で、これが10月31日ということに工期が変更されました。このことから、まず、質問したいと思っております。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。工期が延びた理由ということでよろしいでしょうか。

当初は3月末の竣工ということで予算をお認めいただいております。これが繰り越しをして10月まで延びた理由でございますけれども、一つは京丹後市のチップ工場の進捗に伴いましてボイラーの機種選定に時間を要したということでございます。

2点目に、特殊工事でありまして、請負業者の選定に時間を要したという、以上、2点が主な理由でございます。

議 長（今田博文） 勢箄議員。

14番（勢箄 毅） このボイラー本体はですね、たしか私、よく聞いておりますのは外国、スイスのボイラーということであったと思うんですが、4者が指名をされて、その後、いろんな経過がありまして、現在の巴商会になったと、こういうふうに思っておりますが、このボイラー棟を含めて、ここと一括契約をしなければならなかった、そのことについてお聞きをしておきたいと思っております。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。ボイラー棟を含めて建築工事ですね、それを一括して巴商会と契約しなければならなかったかということですが、しなければならぬということはありません。ですけれども、特殊な工事ということで、なかなか標準的な設計も示されておりませんし、いわゆる調査によって業者を決めていくという手法をとっております。そういう中

ではボイラー棟の占める割合、工事費に占める割合が低いということと、それとボイラーを格納するということが一番大きな目的といえますか、機能でございますので、ボイラーの大きさ、また、その設備の種類、そういったものでボイラー棟の大きさなりが変わってくるということですので、機械設備業者に一括して発注をいたしました。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） この設計につきましても、当初の段階では500万円ということで、私は設計が、設計費が見込まれて、予算化されておったと思うんですが、その後、減額をされておりますが、私は現在、町が作りました中小企業振興基本条例からいうても、私は、やはり分割発注を、これはするべきではなかったかなというふうに思っているんですが、それはそれでよろしいんですが、この設計者自体も、これは、この巴商會がやっておると、こういう理解でよろしいですか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。基本設計の部分は、いわゆるコンサル会社に委託をしております。特殊な工事、また、例がなかなかない工事ですので、基本の仕様書を作成し、それに基づきまして、いわゆる設備の製造請負工事ということで、実施設計も含めて設備業者に請負をしておるといふものでございます。

それと中小企業振興基本条例の件でございますけれども、下請には地域の、地元の業者ということで申し伝えておまして、それについては実際は、実施設計の業者は町内の業者に頼まれておりますし、建築、また、電気、配管、そういったところは、それぞれ業者を当たられておるといふ状況でございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 今、課長のほうから、このボイラー棟は、いわゆるボイラーを格納することが非常に重要な、この大きなウエートがあると、こういうふうにお聞きしたわけですが、私は、そのことと同時に、やはりサイロとしての機能が非常に、私は重要だと思っております、このボイラー棟自体は、今度、全体で58平米になっておるんですが、ほかのところを見た感想から申しますと、私は単に格納だけなら、これだけの面積は要らないと、こういうふうに思っております、したがって、このサイロの関係について、少し説明がしていただきたいと、こういうふうに思っております。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。おっしゃいますとおりで、ボイラー棟は機械を、ボイラーを格納するだけではなくて、燃料となりますチップを受け入れて一定期間、いわゆる保管といいますが、保存をしながらボイラーに供給していくとする、そういう役目も持っております。ですから、この58平米には、その部分も当然、含まれておるといふことでございますし、その58平米につきましては、6月の予算をお願いする際の資料でございます。そのときのボイラーの規模から今、再精査によりまして、縮小もしておりますので、実際、実施設計、終わってみたいとわかりませんが、規模は若干小さくなるのかなというふうに思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 課長がただいま答弁がありましたように、昨年6月に、この政策形成過程の資料が出ておりますね、ところが、これだけではなかなかわからないんですよ。それで、もう1点、

ここでお尋ねしておきたいのは、このサイロといいますか、チップを、いわゆる京丹後市から運んできて、その施設に入れて、そして、あれが自動的に下に、チップが落ちていくということになりますね。そして、それがいわゆるローリングスクリュウということで、機械のところに入られると、こうなると思うんですが、サイロの構造につきまして、今、もう少しお願いします。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。サイロの構造ですが、これはいたって簡単なものでございまして、いわゆるじょうごの形をしておるといのものでございます。ただ、コンクリートで壁をつくるわけですが、それがじょうごの形で下に逆三角形になっておると、重力で落ちていきますので、特段、特殊な構造といったものではございません。最後に一番、じょうごの口のところに、おっしゃいましたとおりのスクリュウコンベアがございまして、それをボイラーまで運ぶというものでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、課長、この当初の形成過程の説明の資料の話が出ましたので、ちょっとお尋ねしておくんですが、いわゆるボイラー棟新築ということで、1棟58平米、3,051万3,000円と、こういうふうに説明がされておりますが、この中には、この本来のボイラー棟のほか、どの部分が含まれておりますか、3,000万円の中には、そこをお願いします。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。当初は、今おっしゃいましたとおり3,000万円ということで、ボイラー棟という工事費を上げております。これにつきましては建築、いわゆる建築にかかります部分と加えまして、ボイラー棟の中で行われる配管、また、電気設備も含んでおりました。そういうことから再整理をしますと、建築のみにかかる部分は、当方で1,570万円だというふうに算出しております。

それに対しまして、今回の請負に当たりましてのボイラー棟の部分については1,428万円ということになっております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、もう1点で、終わりにしたいと思っておりますが、それ今、私どもがなかなかわからなかった、この3,000万円、今までにお聞きしておかないかなんだわけですが、非常に私どもが不十分で、そういうことが隠れているということがわからなかったわけで、今、お尋ねをしたんですが、現在の進捗状況でいきますと10月31日ということになるんですが、京丹後市の現在の株式会社グリーンバイオですね、この進捗状況というのは、どういう状況になっておりますか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。京丹後市の進捗状況でございますが、5月の初めに確認をしたところによりますと、チップ工場については、5月中の検査に向け書類を今、整理をされておるといふことでございます。6月中下旬に竣工式を予定されておるといふふうに伺っております。

そのほか、浅茂川の温泉にボイラーを設置工事もされておりますが、そちらについては、ボイ

ラーの据えつけが終わって、電気設備工事をしておるところだということでございます。6月の中下旬には引き渡しを受けたいというふうに伺っております。

1 4 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第6号を終わります。

次に、日程第2 議案第38号 与謝野町監査委員の選任についてを議題とします。

本件については、有吉議員は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので、退場を求めます。

（有吉議員 退場）

議 長（今田博文） 提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第38号 与謝野町監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

4月16日から欠員となっております議会選出の監査委員につきまして、議会から選出していただきました、有吉正氏を人格高潔で監査委員に最適者として選任したく地方自治法の定めによりご提案を申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を認めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第38号 与謝野町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで有吉議員の除斥を解きます。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時13分）

（有吉議員入場）

（再開 午前10時13分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

次に、日程第3 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町財産区管理

委員の選任について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第39号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案の理由をご説明申し上げます。

各財産区管理委員については、与謝野町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦されたものについて、議会の同意を得て選任していますが、加悦奥財産区におきまして、平成26年3月31日付で前任者が任期満了に伴い退任し、平成26年4月1日付で加悦奥区長から推薦されたものを加悦奥財産区管理委員として選任し、平成26年4月1日付で専決処分させていただいたものでございます。

各氏とも人格高潔で、最適任者としてふさわしく議会のご同意を賜りたく存じます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第39号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を認めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町財産区管理委員の選任について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町税条例等の一部改正について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第40号 与謝野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、専決処分を報告し、承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、与謝野町税条例等の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 議案第40号 与謝野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、先ほど町長から専決処分の報告があり、その承認を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、与謝野町税条例等の一部改正を即日、実施する必要が生じました。今回の地方税法の一部改正により外国法人及び非居住者に対する課税について国際課税原則の見直しが行われたことに伴い、町民税の納税義務者等の規定が改正されました。また、これに加え、町民税、法人税割の税率等の引き下げ、それから、子ども子育て支援制度の施行に伴う固定資産税の非課税措置の創設、さらに軽自動車税の税率変更等が行われたものでございます。

しかしながら、町民税、法人税割の税率の引き下げと軽自動車税の税率変更、固定資産税の課税標準の特例につきましては、議会において十分ご議論いただくべき案件であることから、今回の専決処分から除外し、6月定例会に改めて諮ることとしております。

それでは、税条例の一部改正をご説明申し上げます。

議案資料の2ページ、与謝野町税条例等新旧対照表をごらんください。

まず、今回の改正は、第1条と第2条の二つからなりますが、これは本年度の税条例の改正につきましては、第1条とし、昨年9月議会でご承認いただきました税条例の一部改正を改正する条例の改正につきましては、第2条としております。

それでは、第1条の改正から順を追ってご説明いたします。まず、第4条は行政手続条例の適用除外に係る規定でございます。これは今回の法改正に関係するものではなく、平成23年度の税制改正におきまして取り上げられていたものでございますが、その対応につきまして、一律に義務づけられるのではなく、各地方公共団体の対応に委ねられていたものでございます。

内容としましては、従来、行政手続条例の適用除外として、申請と不利益処分につきまして、その全てを適用除外としていましたが、その内容、申請に対する許認可等を拒否する処分をする場合の理由の提示と、不利益処分を行う際の理由の提示につきましては、適用除外から外す、いわゆる当該処分について理由を示すというものでございます。そこで、他団体の動向を調べた結果、昨年度、一部の団体におきまして改正が行われていますことから、当町につきましても所要の改正を行うものでございます。

23条は、町民税の納税義務者等の規定を改正するものでございます。

冒頭で触れました外国法人及び非居住者に対する課税につきましては、国内法においては、国内に恒久的施設を有する場合における源泉の所得と同様、その全所得を合算する総合主義を採用している一方、国際条約におきましては、恒久的施設に帰属する利得についてのみ課税する帰属主義が採用されておりました。

今般、国において総合主義から帰属主義へ国際課税原則の見直しが行われ、所得税につきましても、原則として居住者は国内法人に、非居住者は外国法人に準じた扱いとされることとなり、個人住民税につきましても、これに倣うこととなったものでございます。これを踏まえ、法人税法において、外国法人の恒久的施設について定義がなされましたので、これに伴い所要の改正を行うものでございます。

33条は、所得割の課税標準を規定するものでございます。これは、昨年度の改正の際、地方税法の道府県民税に関する用語の意義に係る規定の改正に伴い、号ずれが生じたもので、これを改正するものでございます。

次に、48条と52条は、それぞれ法人の町民税の申告納付と納期限の延長の場合の延滞金を規定するものでございます。これにつきましても、第23条でご説明いたしました国際課税原則の見直しに伴うもので、それぞれ法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたこと、及び申告納付制度が規定されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、57条と59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告と、非課税の適用を受けなくなった所有者がすべき申告について規定するものでございます。

これは、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども子育て関連3法案が成立し、それらに基づき子ども子育て支援制度を構築することとされたことに伴い、認定こども園、地域型保育事業及び病児保育事業等について、課税措置が講じられることとなり、それぞれ当該事業の用に供する固定資産税に係る非課税措置が創設されたことを受け、所用の改正を行うものでございます。

次に、附則第4条の2は、公益法人に係る町民税の課税の特例を規定するものでございます。これは、租税特別措置法の改正に伴い、文言を修正するものでございます。

附則第6条、第6条の2及び第6条の3は、居住用財産の買いかえ等の場合と、特定居住用財産の譲渡所得の損益通算等に係る規定、並びに阪神淡路大震災に係る雑損控除額等の特例に係る規定でございます。いずれも、単に課税標準の細目を定めるものであることから、条例の正確を踏まえ、削除することとなったものでございます。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定するものでございます。昨年の9月定例会で提出いたしました条例改正の附則第20条において、条ずれが生じていたにもかかわらず、反映されていなかったものを修正するものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定するものでございます。その適用期間を3年間延長するものでございます。

次に、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について規定するものでございます。

これは、平成25年の税制改正におきまして、建築物の耐震化を強化するため、避難地に敷地が隣接する住宅について、耐震化を施した住宅の固定資産税の特例措置を拡充してきたことを踏まえ、住宅のみならず病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物についても耐震診断等の実施等が同様に義務づけられたことから、そのような環境整備に応じて、税制として支援するため、改正耐震改修促進法に基づき耐震改修が行われた不特定多数のものが利用する大規模な建築物等につきましても、固定資産税の減額措置を行うこととなったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を規定するものでございます。

優良住宅地等のために所有期間が5年超である土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得につきましては課税長期譲渡所得金額の合計が2,000万円以下と、それを超える部分で分離課税され

ることとなっております。今回の改正により、この軽減税率の適用期限を3年延長するものでございます。

附則第19条及び19条の2は、それぞれ一般及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例について規定するものでございます。地方税法の附則と規程を合わせ、それぞれ引用の明確化を図るため、文言の修正を行うものでございます。

附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例につきまして規定するものでございます。地方税法の改正に伴い、譲与等により払い出しのあった非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者につきましての規定が加えられたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

附則第21条は、いわゆる公益法人制度改革により、公益法人から一般法人へ移行した法人の固定資産税の特例につきまして規定しているものでございます。今回、規定を明確化するとともに、公益法人から移行した一般社団法人に非課税措置の廃止に伴う改正を行うものでございます。また、第21条の2につきましては、これに伴い項ずれが生じることから、これを修正するものでございます。

附則第22条、第22条の2及び第23条は、それぞれ東日本大震災に係る特例措置を規定しているものでございます。条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、削除するものでございます。また、附則第24条及び25条につきましては、第22条等を削除いたしましたことに伴い条を繰り上げるものでございます。

続きまして、第2条による改正に移ります。

これは、冒頭でも説明しましたように、昨年9月定例会でご承認いただきました与謝野町税条例の一部を改正する条例、平成25年条例第31号、この一部を改正するものでございます。

概要といたしましては、平成25年度の法改正におきまして、平成28年1月1日施行で、関係地方税法の削除がされましたが、平成26年度法改正におきましても、平成26年4月1日に施行による同法の改正が行われたため、これに伴い平成25年度の条例改正を行うものでございます。

これに伴い、附則第21条の2の改正規定を加えるとともに、附則第1条及び第2条におきまして、平成25年度の改正誤りを修正、引用法の名称訂正を行うものでございます。

最後に、施行期日につきましては、議案資料の28ページ以降に一覧表にしております公益法人等に係る町民税の課税の特例をはじめ、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例、東日本大震災に係る特例措置等、それから国際課税原則の見直しに伴う町民税の納税義務者等、寄附金税額控除における特例控除額の特例、それから、一般及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、これらを除き平成26年4月1日からとしております。

以上、少し長くなりましたが、ご説明をさせていただきました。

ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

江原議員。

6 番（江原英樹） 質問いたします。

この改正で求められております、この外国法人、外国法人は、この場合は国内法人に対する言葉であって、実際は外国人を示すものではありませんが、若干関連を許していただいて、与謝野町における外国人の問題について、一、二、質問をしたいと思います。

現在、与謝野町には外国人は何名いますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私が把握をしている限り、約110名程度だと認識しております。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） はい、ありがとうございます。

せんだって、日本の日本再生会議は、外国人の活躍する社会を提言しました。当町においても、日本語を教えることによって当町の文化、伝統、そういったものを共有できる、そんな件について、私たち日中友好協会は進めておりますが、国際交流については、一応、所管が企画でございます。課長のほうから前向きな発言をお答え願いたいと思います。以上です。

議 長（今田博文） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 少し幅広のご質問ではございますけれども、お尋ねでございますので、思うところをご答弁させていただきます。

税条例の改正ということではございますが、国際化の時代を迎えて、特に日中友好協会のほうを江原議員にもお世話になっており、また、私ども企画財政課のほうで、その事務をとらせていただいております立場で申し上げますと、これまで以上に、その日中の友好関係というものが、非常に今、世界的に見ましても、友好関係が求められている時代になろうかというふうに思っております。

したがって、そういった中国に対する友好の方策、あるいは、もう少し広い意味で言いましたら、外国人の皆さんもぞくぞくと、この地方にも、舞鶴に大型客船が着いたりしまして、多くお越しいただけるような、そういう時代になってきておりますので、非常に国際交流という部分では重要な時代にもなっているのではないかと考えておりますので、私どもも、そういう思いに立って、今後、業務をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 具体的にですね、例えば、教室の提供を公共施設ですとか、そういった問題についてはご理解いただけますか。

議 長（今田博文） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。日中友好協会のほうが、どのようなお考えなり、ご計画をお持ちであるかというところを、まずお聞かせをいただきまして、ご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 前向きの発言をいただきまして、ありがとうございます。

せっかく日本再生会議の問題が一つ出たので、町長に対し時間の許す限り、ご意見を伺いたい。2040年には、本町は働く若い女性が929人、人口1万3,000人、これは楽観論でもなしに、悲観論でもない、現実であります。あなたは選挙中に、30年、40年を迎えたまちづ

くりを、夢と希望のまちづくりを訴えてきました。

そうした中で、あなたの所感があればお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 江原議員さん、議題は税条例の改正ですので、少し踏み込み過ぎだというふうに思います。

山添町長、できればですが、答弁ができればですが、できなかつたら結構です。

山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほどから江原議員がご提案をされています、創生会議のデータというのは非常に、その言葉、すなわち消滅可能性があるという言葉であったり、あるいは、その内容に私自身も衝撃を受けたというのが正直な気持ちでございます。

しかしながら、座長を務められます前松田総務省のご提案、世間に対しての問いの投げかけというのは、非常に重要なものがあったというふうに思っておりますので、私たちも、そのデータをしっかりと検証する中で対策を講じていきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 若干踏み込み過ぎた質問でございましたが、お答えいただきまして、ありがとうございました。

これで質問を終わります。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 課長のほうから、議案第40号につきまして、詳細に説明をいただいたんですが、2、3点ちょっと質問をしたいと思っております。

一つは耐震基準、いわゆる地震への不安等や、あるいは現状の国内の家屋の状況からですね、耐震というのが非常に重要だということで、今回、耐震基準に適合した耐震改修をした場合ですね、固定資産税が減額されると、こういうことでいいんですが、このところを、もう少し課長、お願いできませんか、詳細に。

議 長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問が耐震の関係でということでございます。

これまでから、国のほうで耐震改修を言われておまして、今回も耐震改修が行われた既存の建物、これの固定資産税側からの支援ということで、その減額措置を創設されたということでございます。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） この改修をしたことで、今、課長の説明で2分の1の、私は固定資産税が軽減されるというふうに思っているんですが、この耐震改修をしようと思いますと、いわゆる家屋の主体構造部をいじる必要がある。この場合、現行の固定資産評価基準では、主体構造部が変更がされた場合は、評価の見直しがされると、こういうふうに読めるわけですが、この場合は、こういうことを心配する必要はないのか、私どもへも、そういう心配が寄せられておりますので、お答えをお願いします。

議 長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうは固定資産の評価基準上で、家屋の駆体の部分、確かに現状の固定資産評価をさせていただきますと、増築等、面積が増加する場合は評価をさせていただきます。

ますけれども、内部的な内装等につきましては、評価の均衡が保てないということで、新たな評価を行っておりません。

その部分については建てられる、改築されるときに、事前に建築確認申請等、そういうのをされて認められた分で申請をいただいて、税務課としましては確認をさせていただくというふうになってきますので、改めて、こちらのほうから評価というふうには考えておりません。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 今、課長が言われました。私は、必ずしも確認申請が必要だとは思ってないんです。しかし、大改築をしたと、その場合、今、課長の答弁では、それは別に固定資産評価基準に適合して変更はしないと、こういうふうに受けとめたいと思うんですが、それは、また後でよろしいです。

それで、私どもに来ておりますのは、いわゆる今までに省エネ改修をやったと、あるいはバリアフリー改修をやったと、これも対象になってますね。こことこれが、今度、一緒になったときにどうなるのか、このところをお願いします。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうで、過去にいろんな改修をやられて、その特例といいますが、受けられた。今回、それで耐震をやられて二重が可能かということでございますね。

今までに、そういう例がございましたので、ちょっと即答をいたしかねるんですけども、基本的には、その過去の例のときに、それに対応した改修をされておいて、特例を受けられて、今回につきましては、先ほど申しましたように耐震の部分でございまして、今回、創設というふうになってますので、可能であるんでないかという、今、認識は持っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、固定資産の関係で、もう1点、お尋ねしたいんですが、いわゆるこの間から固定資産税にかかわる通知が、税務課から、みな発送されまして、それぞれ届きました。それについてお伺いをしておきたいんですが、平成24年度の税制の改正で、住宅用地の負担水準措置のうち課税標準の措置に係る適用範囲が、平成24年の改正で変わりました。

この負担水準が80%以上で、100%以下の課税標準につきましては、前年度の課税標準に据え置くことと、平成24年度の改正でされておりますが、平成24年、平成25年で、その範囲が80%から90%に、今度、区分されまして、住宅用地については課税標準が緩やかに上昇すると、そういう措置がとられたと思っております。

平成26年度については、この据え置き措置は廃止ということになっているんですが、これを見ますと、100%以上は上昇して、110%以上は下がるのではないかなというふうに思っておりますけども、この試算については、課長のほうではどのように思っておりますか。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員が今おっしゃったように制度が改正されております。負担調整措置という部分がされております。

現在、その試算ということでございますけれども、しておりませんので、ちょっとお答えができません、申しわけございません。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） この部分が、それぞれの住民にとって非常に影響があるというふうに思われている方もあるだろうと、事実あるわけですね。一つ、その辺につきましても、十分一つ、ご研究をいただきたいなど、このようにお願いして終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第40号を採決します。
本案を承認することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例等の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。
ここで11時まで休憩します。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前11時00分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第5 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第41号 与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分を報告し、承認を求めることについて提案説明をいたします。

地方税法などの一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い与謝野町国民健康保険税条例の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議、また、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 議案第41号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日公布、同4月1日に施行されました。国保の賦課期日は4月1日でありますので、本町の国民健康保険税条例

につきましても、これに準じて改正する必要が生じましたが、議会を招集させていただく時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分させていただいたものでございます。

議案資料の32ページをお開きいただき、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

条例の主な改正点は、賦課限度額の引き上げと、低所得世帯に対する保険税の軽減措置の拡大でございます。

一つ目の賦課限度額の引き上げにつきましては、第2条と第21条関係でございます。

現在、国民健康保険税の賦課限度額は、基礎課税額が51万円、後期高齢者支援金等課税額が14万円、介護納付金課税額が12万円で、合計77万円となっております。

今回の条例改正は、この国民健康保険税の賦課限度額のうち、後期高齢者支援金等課税額14万円を2万円引き上げ16万円に。介護納付金課税額12万円を2万円引き上げ14万円に。基礎課税額は51万円の据え置きとなっております。合計81万円とするものでございます。

二つ目の低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置の拡大につきましては、第21条関係でございます。

これは、国民健康保険加入世帯のうち低所得世帯に対し均等割、平等割を7割、5割、2割と、3段階で低減措置を行っております。その均等割及び平等割額を軽減する所得判定基準について、歩合軽減の基準については24万5,000円を乗ずる被保険者数に世帯主を含めるとともに、2割の軽減基準については、被保険者数に乗ずる金額を35万円から45万円とし、対象範囲を拡大するものでございます。その他、法律名の変更に伴い、関係条文の整理を行っております。

なお、資料35ページに条例一部改正の要点をつけております。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

十分ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第41号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第42号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は787万9,000円を追加し、総額を113億7,120万9,000円といたしております。

最初に全科目共通ですが、おのこの事務事業の実績見込みなどから、不用になります経費につきまして、専決処分に関する一定の方針に基づき減額をさせていただいております。

それでは、まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

24ページ、25ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第12目有線テレビ管理費では、情報連絡施設基金積立金で、有線テレビ放送等施設基金積立金を3,900万円追加しております。これは、有線テレビやインターネットの使用料収入と、同施設の人件費を含みます管理運営経費との収支見込みが黒字となることから、今後、必要となります設備の更新、経費の財源として基金積み立てをしようというもので、単年度収支見込みから昨年度に引き続き積み立てを行うものでございます。

その下の第17目財政調整基金費では、今年度の一般会計の収支見込みから、今後の普通交付税の低減対策として、減債基金積立金を5,200万円追加いたしております。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費地域福祉空間整備事業では、第19節負補交、地域共生型福祉施設整備利子補給金を280万円減額いたしております。これは、与謝郡福祉会が京都府へ利子補給の補助申請をされ、採択されたことから、支払われた利子額から京都府からの利子補給額を引いた残額分を利子補給することとなりましたので、減額となったものでございます。

次のページ、第2目障害福祉費は、各障害者福祉事業の実績から追加、あるいは減額し、総額で1,011万円減額いたしております。

次に、30、31ページ、第6款農林水産業費、第2項林業費、第2目林業振興費、災害に強い森づくり事業では、第15節工事請負費を京都府の事業計画の変更に伴い2,000万円減額いたしております。

なお、本事業は京都府からの委託事業となることから、歳入の第14款府支出金、第3項委託金、災害に強い森づくり事業委託金につきましても、同額を減額いたしております。

次に、34、35ページの第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費では、除雪対策事業を1,550万7,000円減額いたしております。これは、2月の臨時議会におきまして、除雪作業委託料を2,000万円追加させていただきましたが、2月以降は降雪も少なく、山間部だけの除雪だけとなりましたので、大きな減額となったものでございます。

第5項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道費一般経費で、第28節繰出金の下水道特別会計繰出金を特別会計での収支見込みから1,160万円減額いたしております。

38、39ページの第14款予備費は13万5,000円を減額し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

14、15ページをお開きを願います

第1款町税は、第1項町民税、第2項固定資産税及び第4項町たばこ税を、それぞれ決算見込みから町税総額で1,000万円追加いたしております。第2項地方譲与税から、次のページにかけて第10款交通安全対策特別交付金は、交付決定により追加、あるいは減額いたしております。その中で第9款地方交付税では、特別交付税を交付決定により2億2,335万3,000円追加いたしております。

次に、第13款国庫支出金から第14款府支出金は、いずれも歳出でご説明いたしました各事業の実績により交付決定がありましたので追加、あるいは減額し整理をいたしております。

なお、府補助金の中で京都府未来づくり交付金の交付決定があったことから、各種対象事業に充当することとし、未来戦略一括交付金及び行財政改革支援など特別交付金を合わせ、総額で8,507万9,000円追加いたしております。

各交付金の交付額は、未来戦略一括交付金は、一部12月補正予算に計上している分も含め7,385万円、行財政改革支援など特別交付金1,519万1,000円となっております。

次に、20、21ページの第17款繰入金は、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を2億4,000万円減額いたしております。これによりまして、本年度の財政調整基金からの繰り入れはしなくてもよいということになります。

第19目天橋立・岩滝温泉活用基金繰入金は、クアハウス岩滝の維持補修事業費の確定と京都府の未来づくり交付金の交付決定により302万円減額いたしております。

最後に、第20款町債は、総額で4,080万円減額いたしております。既に予算計上いたしておりましたものについて、対象事業費の実績に伴うもの、また、京都府の補助金の充当などにより、それぞれ減額をいたすものでございます。

なお、9ページに第3表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

また、8ページに第2表繰越明許費補正を計上し追加、あるいは変更いたしております。今回の追加では、第10款教育費で中学校施設整備事業を3,114万2,000円、地区公民館整備事業を375万3,000円繰り越ししております。中学校施設整備事業では、加悦中学校改築工事实設計業務において、確認検査機構からの指摘によりまして、建物の基礎の工法変更が必要となったことに伴い、翌年度に繰り越すものでございます。

また、地区公民館整備事業では、明石地区公民館の実設計業務におきまして、地元地区との調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったものでございます。

なお、変更の4事業につきましては、年度内執行見込みの変更による繰越額の補正でございます。

以上が、平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第8号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(今田博文) 浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) 恐れ入りますが、正誤表を配付させていただいておりますので、ご訂正のほうをお願いしたいと思います。

お手元に、正誤表といたしましたA4ペーパー1枚をお配りさせていただいております。

一般会計(第8号)の補正予算を、ただいま町長から提案説明をさせていただきましたが、この一般会計(第8号)補正予算書の8ページをごらんいただきたいと思っております。

8ページの表中、下の変更をいたします繰越明許費の補正でございます。このうち6款の農林水産業費の2項林業費の災害に強い森づくり事業につきまして、補正後の数字が5,489万4,000円となっておりますのを、2,000万円引き算いたしまして3,489万4,000円にご訂正をお願いしたいというふうに考えております。

先ほどの提案説明にもございましたように、今回の補正予算の中で2,000万円を減額させていただいておりますが、この繰越明許費の補正の数字に、それが反映できておりませんでしたので、ご訂正をお願いするものでございます。

おわびを申し上げ、ご訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

家城議員。

13番(家城 功) それでは、平成25年度の第8号補正につきまして、確認を若干させていただきます。

ただいま、何度もご説明がございましたが、補正予算書31ページ、災害に強い森づくり事業の京都府の事業変更に伴いということ、委託事業ということでお聞きしとるわけですが、これ三河内の土砂災害の防止工事だというふうに認識をしとるわけですが、その確認と、それから、工事内容を簡単にご説明いただければと思います。

議 長(今田博文) 井上農林課長。

農林課長(井上雅之) お答えをいたします。家城議員がおっしゃいましたとおり、この部分については三河内地区の治山事業でございます。

工事概要は、山腹工でございます。今、山腹が崩壊しておりますけれども、そこをとめるといいますか、覆うといいますか、そういう計画でございます。具体的には、今後、測量設計を行って決めていくというものでございます。

議 長(今田博文) 家城議員。

13番(家城 功) 今回、2,000万円の減額ということなんですが、この2,000万円の見直しの理由というのは、どういうことでしょうか。

議 長(今田博文) 井上農林課長。

農林課長(井上雅之) お答えいたします。災害に強い森づくり事業は、本来、京都府が主体となって行います治山事業、これを町に委託をして、町が治山事業を実施するというものでございます。

したがって、その事業費のほとんどを京都府が全額委託で賄っておりまして、今回の減額につきましては、京都府の予算の都合上といいますが、に伴って減額になったというものでございます。この2,000万円につきましては、平成26年度の現年予算におきまして、追加で配分をしていただけるというような見込みを持っております。

議 長(今田博文) 家城議員。

13番(家城 功) 今年度予算の中で見込みをしていただくということでございますので、ちょっと安心をさせていただきました。

災害復旧につきましては、中途半端な災害復旧では、また二次災害、三次災害が起こると思います。やはり治山、やっぱり地域の山を守ることも、これから求められる大事な部分でございま

すし、徹底した改修をしていただきまして、災害の少ない取り組みを今後とも進めていただきますよう、また、よろしく申し上げます。

もう1点、27ページでございますが、同じく障害福祉サービス事業の中で扶助費の自立支援給付金が1,000万円の減額ということで上がっておりますが、この内容につきましてご説明をよろしく申し上げます。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。自立支援給付費を減額させていただいておりますが、これは当初見込みましたサービス料より低くおさまったということで減額とさせていただいております。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） 見込みより低くおさまったという部分の理由につきましては、簡単にご説明いただけますでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。自立支援給付費の中にはたくさんのサービス項目がございますので、それぞれ見込みを立てまして、予算計上させていただいておりますが、障害者の特性としまして、サービスを使っておられた方が、急遽、体調が不良だとか、それから、精神的になかなかそのサービスを継続することが困難だとか、そういった状態に陥られる方が多々ございますので、そういったことで、こちらが見込んでおりました料より少なくなるというケースもございます。

それから、逆に障害者の特性として、ある日、突然サービスが必要になってくるということがございますので、若干、見込みを多目に見させていただいているところがございますので、そういったところで、こういった額の差が、例年、そういった額が出てきますので、できるだけ近い見通しを立てなければならないというふうには努力はしておりますが、そういったことが起きるとのことをご理解いただきたいと思います。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） 先ほど、町長の所信表明にもございましたが、町民の方が笑顔で生活できるまちづくりを進めていきたいという中で、この自立支援という部分につきましては、私はかねてより力を入れていくべきであるし、やはり障害を持たれた方、高齢者の方が希望を持って生活されるまちづくりというのは大事だと考えております。

こういった中で、こういう減額が、事情等々をお聞きしますと、やむを得ないのかなという思いもございますが、より一層の充実を図っていただきまして、皆さんが笑顔になれるようなまちづくりを今後もよろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

江原議員。

6番（江原英樹） また、若干の関連になって恐縮ですけれども、実は私たち新しい議員は平成25年度、平成26年度の流れのはざまにあって、その連携、行政の根幹の流れを勉強している最中です。つきまして、1件だけ質問したいと思います。

本件の予算の補正予算につきまして113億7,120万9,000円、当初予算は110億

円でした。平成26年度の当初予算111億5,500万円、トップがかわり、首長がかわるときには、予算について、いわゆる根幹の問題だけの予算が組みれるというふうな慣例があります。

そういった点について、骨格予算、普通こういった考え方によって行われるのか、質問したいと思います。

議長（今田博文） 江原議員、これは平成25年度の補正予算ですので、そこはお間違えのないようをお願いをしたいと思います。

答弁できますか。

浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。平成26年度の予算の関係をお尋ねでございます。

平成26年度の当初予算は、既に3月の議会でご承認をいただいておりますが、その時点で4月に町長選挙が予定をされておりました関係上、議員ご指摘のように平成26年度当初予算は、現在、骨格予算としてスタートをしております。

来る6月の議会で、その予算に肉づけを行う予算を提出をさせていただいて、通年予算にしていきたいというように考えておるわけでございますが、選挙がございます関係で、当初予算につきましては、通常経費、あるいは、継続事業に絞って計上させていただきまして、投資的な新規の事業につきましては、この6月の補正予算で計上させていただこうということで進めてまいっておりますので、来月の6月議会には、一定ご提出がさせていただけるのではないかとということで、現在、作業を進めております。

もとより、平成26年度に予定をしたいと考えている、各それぞれの課に思いがございますので、それらにつきましては、一旦、当初予算要求の段階で、それらも吸い上げておまして、それらが中心となって今後の6月補正予算に反映させていただくことになろうかと思っておりますが、その中でも、この当初予算は、昨年11月ぐらいから予算編成を進めてはおりますけれども、実際に固まるのが1月ごろということでございます。2月にはもう議案を出さなければなりませんので、その1月ぐらいから現在に至るまで、また、情勢の変化というものもございますので、そのことも含めて、今度、上げさせていただこうというふうに考えていますのと、また、選挙が終わりまして新町政になりましたので、新町長のお考えに基づくものにつきましても、ただいま検討をさせていただいているというところでございます。

議長（今田博文） 江原議員。

6番（江原英樹） 新町長の思いを、6月の定例会議に出ることを期待して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第42号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第8号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第7 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第43号の平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明申し上げます。この補正は、3月31日付で専決処分をいたしたものでございます。

今回の補正は1,076万4,000円減額し、総額を8億9,765万4,000円といたしております。

まず、歳出からご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。

第2款維持管理費、施設管理事業は、医薬材料費の使用料が見込みを下回りましたので、第11節需用費を90万円減額いたしております。第3款改良費は、事業精査によりまして、総額で1,037万2,000円減額いたしております。第5款予備費は50万8,000円追加し、調整をいたしております。

以上が歳出でございます。

次に、12、13ページの歳入につきましてご説明を申し上げます。

第8款諸収入は、下水道関連配水管布設替工事費補償金を実績により286万4,000円減額いたしております。第9款町債は、各工事請負費の請負実績により、総額で790万円減額いたしております。

なお、7ページに第3表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

また、6ページに第2表繰越明許費補正を計上し、変更をいたしております。

今回の変更は、町道石川上山田線の嘉久屋橋歩道橋への配水管添架工事におきまして、一部年度内執行ができませんでしたので、繰越額を30万円減額するものでございます。

以上が、平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第43号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。
よって、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに決定しました。
次に、日程第8 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号))を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第44号の平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は2,430万円を減額いたしまして、総額を15億7,620万9,000円といたしております。

まずは、歳出からご説明を申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

第2款維持管理費特定環境保全公共下水道事業は、宮津湾流域下水道排水負担金など、全て実績により総額で385万9,000円減額いたしております。第3款事業費、第2目流域下水道事業費は、宮津湾流域下水道事業建設費負担金を実績により公共、特環を合わせて総額で1,221万6,000円減額いたしております。第4款公債費、第2目利子は、起債発行額の確定などによりまして、平成25年度一時借入金利子を含む、利子総額で822万1,000円減額いたしております。

次のページ、第5款予備費は1万4,000円減額し、調整をいたしております。

以上が、歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は、公共、特環の収支見込みから、総額で1,160万円減額をいたしております。第8款町債は、第2節流域下水道事業費を実績により総額で1,270万円減額いたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(今田博文) これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第44号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第9 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第45号の平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明を申し上げます。この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は、事業勘定のみでございまして123万8,000円を減額し、総額を25億6,255万円といたしております。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

12、13ページをお開き願います。

第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第2目認定調査等経費では介護認定調査員賃金を実績から170万9,000円減額いたしております。第8款予備費は47万1,000円追加し、調整をいたしております。

次に、10、11ページの歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

第3款国庫支出金は調整交付金、介護保険事業費補助金を交付決定に伴い、総額で71万4,000円追加をいたしております。第7款繰入金の一般会計繰入金は、事務費繰入金を実績により195万2,000円減額いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第45号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第10 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第46号の平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明を申し上げます。この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は、事業勘定の補正では5,904万2,000円を減額し、総額を28億7,502万1,000円といたしております。また、直営診療所勘定は165万9,000円を減額し、総額を8,070万6,000円といたしております。

まずは、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。

16、17ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第1項療養諸費から第2項高額療養費までは、全て給付実績による調整で、保険給付費総額で4,869万5,000円減額いたしております。

次のページの第7款共同事業拠出金につきましても、拠出金の確定による調整で、総額で1,149万6,000円を減額いたしております。

20、21ページの第12款予備費は448万5,000円を追加し、調整をいたしております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

10、11ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税は、滞納繰越分の収納見込みが全体的に増収となる一方、現年度分につきましては、被保険者数の減少により国民健康保険税全体で915万6,000円減額をいたしております。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金及び次のページにかけての第2項国庫補助金につきましては交付決定、概算交付により追加、あるいは減額するもので、総額で77万7,000円減額をいたしております。第5款療養給付費交付金は、退職被保険者等療養給付費交付金を交付決定により3,246万4,000円減額いたしております。

第7款府支出金、第2項府補助金は普通財政調整交付金を療養給付費の実績から2,302万8,000円減額するほか、特別調整交付金を交付決定により5,663万3,000円追加をいたしております。第10款繰入金、第2項基金繰入金は、財政調整基金から繰り入れ予定であった4,500万円を全て減額をいたしております。これは、療養給付費が見込みよりも低かったこと、国府からの調整交付金などが多く交付されたこと。滞納繰越分の徴収が進んだことなどによるものでございます。そのため、基金からの繰り入れをせずとも、平成25年度は決算が打

てる見込みとなっておりますが、一般会計からの繰入金のうち、臨時財政支援分5,360万1,000円のうち、赤字補填分となる約2,700万円は繰り入れておりますので、これまでどおり非常に厳しい財政状況には変わらないと考えております。

以上が事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定につきまして、ご説明を申し上げます。

30、31ページの歳入をお開き願います。

第1款診療収入、第1項外来収入は、収入見込みにより230万円追加いたしております。第2款サービス収入、第1目居宅介護サービス収入、訪問リハビリテーション収入については、現在訪問リハビリ事業を休止していることから277万6,000円の減額となっております。第8款府支出金、第1項府補助金、診療所設備高度化事業補助金は、事業実績から84万2,000円減額いたしております。

次に、32、33ページの歳出についてご説明を申し上げます。

第2款医業費、第1目医療用機械器具費は、機械器具の購入実績から、第18節備品購入費を129万7,000円減額をいたしております。第5款予備費は13万8,000円を追加し、調整をいたしております。

以上が、平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

勢旗議員。

- 14番（勢旗 毅） それでは、国民健康保険特別会計について、1、2点、質問したいと思っております。まず、10ページ、歳入ですけれども、この一部負担金の、いわゆる徴収猶予の関係になると思うんですけど、100万円減額されておりますが、現在、この一部負担金の取り扱いについて、町の方針というのは、どのように考えていらっしゃいますか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。一部負担金の徴収猶予ということでございますが、一部負担金の徴収猶予につきましては、病院に行かれた場合に、どうしても一部負担金、通常ですと3割、高齢者の方でしたら現在1割ですが、払えない場合に、一旦、町のほうで立てかえてお支払いをして、後日お返しをいただくというものでございますが、基本的には生活保護世帯に準じている形で行っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

- 14番（勢旗 毅） 課長、これはなかなか手がつけにくい分野だというふうに思うんですが、しかし実際には、医療費の支払いでお困りの方もある。いろいろ国保は、国保サイドでいろいろ検討されておりますが、この一部負担金につきましては、私は、今までお聞きしとったのは、いわゆる内規というようなものはつくっているというふうにお聞きしとって、PRが十分できていないということ、今まで聞いたような気がするんですが、その辺は課長、今現状はどうなっていますか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。今、おっしゃられましたように、内規のほうをつくっております。

PRのほうにつきましても、頻繁には行ってはおりませんが、ほかの項目と合わせながら、過去にはしております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 一つですね、課長、民生委員さんなんかも含めて、やっぱりそういった家庭が現実にあるわけで、この辺が十分予算もとっておりながら、毎年これ、落としているわけで、十分機能するように、一つお願いをしたいと思っております。

それから、11ページの歳入で、後期高齢者の支援金の事務の滞納の関係ですね、それと、それからもう一つは、これの後期高齢者支援分、これを見ておきますと、非常に徴収率が上がっているというふうに思ひまして、私は、これは京都地方税機構の、いつに努力に負うことが多いわけなんですけど、この辺のことについては、課長は、どういう認識をされていますか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。今、おっしゃられましたとおり後期高齢者、京都地方税機構のほうで親身になってご相談いただきまして、徴収のほうもきばっていただいた結果だと思っております。

我々のほうにつきましても、完全な任せきりというわけではなく、とりあえずほったらかしの税金、滞納されましても、何の連絡もされてない、地方税機構から呼び出しがありましても、全く無視をされているという方もございますので、我々のほうも本人さん方と接触をしまして、地方税機構のほうに、とりあえずご連絡をしていただくような形をとっていただけるように、折衝のほうも行っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） この京都地方税機構が出していらっしゃるといいますか、税務課を通じてもっております1月資料を見ましても、1月、地方税機構の徴収実績があるわけですが、これから見ても、私、非常に伸びているというふうに思っております、特に、この予算の中では、この後期高齢者支援金の滞納分、これが当初の予算の、私は、これ倍以上に上がっているというふうに思うんですが、したがって、これについてはもちろん地方税機構の努力もあるんですが、やはり納税者の方が相当やはり、私は滞納処分を含めて、実際にはご苦労されているのではないかと思っておりますが、そのところだけ、課長の認識をお願いします。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。京都地方税機構については、大変頑張っていただいておりますし、納税者の方につきましても、ご理解をいただいて、一生懸命払っていただいた結果だと思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長、担当課としては、先ほどおっしゃったように、任せきりでなく、地方税機構に。ひとつ十分、この納税者とも相談をして、そして、進めていただきたいと、このように思っております。終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第46号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。
よって、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに決定しました。
次に、日程第11 閉会中の継続審査(調査)申出書を議題とします。
暫時休憩します。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午前11時55分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ会議を再開します。
議会運営委員会並びに議会広報特別委員会から、委員会において審査中の事件等について、会議規則第73条の規定により、お手元に配りました閉会中の継続審査の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(今田博文) ご異議なしと認めます。
よって、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
以上をもちまして、本臨時会に付されました議案、その他は全て議了しました。
山添町長。

町長(山添藤真) 本臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、与謝野町監査委員の選任案件1件と、工事請負契約の変更に係る専決処分のご報告1件、さらに平成25年度一般会計補正予算、簡易水道、下水道、介護保険及び国民健康保険の各特別会計補正予算の専決処分の承認案件、条例の一部改正2件の専決処分の承認、財産区管理委員の選任に係る専決処分の承認案件の重要議案を慎重にご審議いただき、原案どおりご承認賜りました。まことにありがとうございました。

特に、各会計の補正予算におきましては、各事業に係る不用額を減額するなどの整理をさせていただいたものでございます。また、選挙後、初の議会であります本臨時会におきまして、新たに正副議長が選出され、今田博文議長、多田正成副議長が、それぞれご就任をされました。

今後の議会運営におきまして、これまでの議会経験、議員経験を十分に生かされ、卓越した手腕を発揮されるものだと思っております。さらに、議会選出の監査委員には、新たに有吉正議員がご就任をされ、また総務文教厚生常任委員会と産業建設環境常任委員会、それぞれの常任委員会も新たな構成となっております。

今後におきましても、立場は違いますけれども、ともに町民の皆様方の暮らしを守り、この町の発展に寄与していくために、ともに一生懸命頑張っていきたいと思っております。

議員の皆様とともに、今後を推し進めます当町の諸政策に対しまして格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本臨時会におきまして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（今田博文） 本日は、5月臨時会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日は、新しい山添町長の出席のもと、臨時会が開催をされました。この朝から半日間は、町民の皆さんも非常に注目をされ、テレビをごらんになっているのではないかなというふうに思っております。

私自身も、きょう議長として初デビューをさせていただきました。皆さんにご迷惑をおかけした部分もあったというふうに思いますけれども、それぞれ議事進行にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

今後ともよろしく願いをいたします。

これで、第56回平成26年度5月臨時会を閉会します。

大変ご苦労さんでした。

（閉会 午前11時59分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員